

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域支援部介護保険課】 1 4 4
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】 1 4 5

◇ 公 告

- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】 1 4 6
- 北九州市森林整備変更計画の案の縦覧【産業経済局農林水産部農林課】 1 4 7

◇ 訂 正

- 第 3 1 9 4 号の訂正【契約室契約課】 1 4 8

北九州市告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1項及び第115条の20第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月28日

北九州市長 北 橋 健 治

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
グループホームねむの郷	北九州市小倉北区清水五丁目11番35号	医療法人おおごう会	平成26年1月1日

北九州市告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2項及び第115条の20第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月28日

北九州市長 北 橋 健 治

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業者の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40703 00167	やすらぎの郷 牧山デイサー ビスセンター	北九州市戸畑区 新川町3番33 号	社会福祉法人 いわき福祉会	平成25年 12月31 日

北九州市公告第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第12項ただし書の規定による許可の申請が提出されたので、同条第14項の規定により、公開による意見の聴取を行います。

平成26年1月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 建築主の住所及び氏名

東京都港区西新橋三丁目21番8号

岩谷産業株式会社

水素エネルギー部長 宮崎淳

(2) 敷地の位置

北九州市小倉北区高浜一丁目304番11

(3) 用途地域

工業専用地域

(4) 建築物の用途

物品販売業を営む店舗

(5) 工事種別

新築

2 意見聴取の日時

平成26年2月5日午後2時00分から

3 意見聴取の場所

北九州市小倉北区高浜一丁目4番30号

株式会社ホームエネルギー九州

北九州市公告第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6の規定に基づき平成26年4月に、北九州市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項の規定により準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、北九州市森林整備変更計画の案を、公告の日から30日間北九州市産業経済局農林水産部農林課において、一般の縦覧に供する。

なお、北九州市森林整備変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、北九州市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成26年1月28日

北九州市長 北 橋 健 治

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤						
平成 26 年	第3194 号	1 0 4	1 工事 概要 の項 中	<table border="1"> <tr> <td>総合 評価 方式</td> <td>適用する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市が指定する日までに、北九州市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、北九州市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。</td> </tr> </table>	総合 評価 方式	適用する。	その他	この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市が指定する日までに、北九州市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、北九州市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。	<table border="1"> <tr> <td>総合 評価 方式</td> <td>適用する。 。</td> </tr> </table>	総合 評価 方式	適用する。 。
総合 評価 方式	適用する。										
その他	この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市が指定する日までに、北九州市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、北九州市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。										
総合 評価 方式	適用する。 。										